

林野火災を防ぐため、気象状況に応じた注意を！

照会 消防本部予防課
☎0537(05)2657

林野火災注意報・警報の運用を開始

乾燥や強風などにより林野火災の危険性が高まった場合、「林野火災注意報」または「林野火災警報」を発令し、火の使用を制限します。大切な命と自然を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、気象の影響もあり、住宅地にまで延焼しました。この火災は一カ月以上におたつて燃え続け、地域住民に大きな不安と恐怖を与える事態となりました。

この教訓を踏まえ、全国的に林野火災対策が推進され、本市では

林野火災の未然防止を一層強化するため、火災予防条例を改正しました。これにより、令和8年1月1日から、「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を開始しました。林野火災に注意が必要な気象状況になったときに発令され、市民一人ひとりの防火意識の向上と被害の軽減を図ります。

林野火災注意報

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

林野火災警報

注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

対象期間は1月から5月

発令区域は市内全域

火の使用の制限

- 1 山林や原野などで火入れをしない
- 2 花火などをしない
- 3 屋外で火遊びやたき火をしない
- 4 屋外で引火性・爆発性が高い物品や可燃物の近くで喫煙をしない
- 5 山林や原野など市長が火災発生のおそれが高いと指定した区域内で喫煙をしない
- 6 たばこの吸い殻などの残火や取灰、火粉を始末する

注意報発令時は努力義務(罰則なし)、警報発令時は義務(罰則あり)が課せられます。

注意報・警報の発令は同報無線や音声告知、消防車両の巡回、インスタグラムなどでお知らせします



火災とまぎらわしい煙や火災を発する行為を実施する場合、届出が必要です

届出が必要な場合

例：炎を上げ、火の粉が飛散する行為



届出が不要な場合

例：調理器具を使用し、炭火などで調理する行為

